

(様式A1)

南予地域医療連携ネットワークシステム 「きさいやネット」運用規程【医療機関用】

(目的)

第1条 きさいやネットは、地域の関係機関（医療機関及び訪問看護ステーション、調剤薬局）が、患者の同意のもと、各関係機関のインターネットができるパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）等を利用して、当該患者の市立宇和島病院（以下「当院」という。）における電子カルテ情報を閲覧するためのシステムであり、当院と連携する地域の関係機関との間で診療情報の共有をより迅速化することを目的とする。

(利用資格)

第2条 きさいやネットは、利用申請等の必要な手続きを行った医師（以下「利用医」という。）が利用できる。

2 地域連携パスの運用等によりきさいやネットの管理者である市立宇和島病院院長（以下「管理者」という。）が必要と認めた場合には、地域及び利用者に例外を認める場合がある。

(資格の停止及び休止)

第3条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、きさいやネットの利用資格を停止又は休止することができる。

- (1) 利用医が退職又は診療所の閉鎖などにより、利用医の資格を喪失した場合
- (2) 利用医がきさいやネットの利用停止又は休止を申し出た場合
- (3) 利用医が本規程に違反する行為を行なった場合

2 利用医は、前項第1号又は第2号の規定により利用停止又は休止を申し出ようとする場合は、利用停止届（様式A10）又は利用休止届（様式A10-1）を提出しなければならない。

(きさいやネット利用に必要な環境)

第4条 きさいやネットを利用するために、利用医は以下の環境を整え、かつ維持しなければならない。

- (1) パソコンの設置：インターネットに接続できるパソコン又はタブレット端末
- (2) Web閲覧ソフトのインストール:Microsoft Edge (推奨)などのインターネットブラウザ
- (3) セキュリティ対策：ウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルス定義ファイルが最新ファイルに更新されていること、OSソフトのアップデートなど、常にセキュリティ対策環境が最新の状態になっていること。
- (4) ファイル交換ソフトの使用禁止：ファイル交換ソフトは、ネットワークで接続していない他のパソコンを含め、本人、家族及び従業員が使用できない環境に置かれていること。

(利用手続き)

第5条 きさいやネットの利用を希望する医師は、利用者登録申請書／端末接続申請書(様式A3)及び利用医誓約書(様式A4)を当院医事課地域連携係(以下「地域連携係」という。)へ届け出る。

2 地域連携係は、利用者登録申請書／端末接続申請書(様式A3)及び利用医誓約書(様式A4)を確認、利用者登録を行った後、利用医としてのIDとパスワードを付与する。

3 地域連携係職員及び当院医事課情報管理係(以下「情報管理係」という。)職員は、利用者登録申請書／端末接続申請書(様式A3)を確認し、接続予定端末の環境等を把握した上で、接続先医療機関を訪問し、利用医が実際に操作する端末に接続作業を行う。また、訪問の際、利用者IDとパスワードを直接手渡す。

(利用医登録の削除について)

第6条 利用医が退職、廃業又は死亡などの理由によりきさいやネットの利用医の削除をする場合は、利用医削除申請書(様式A9)を地域連携係へ届け出る。

2 利用医の削除申請手続きを行った医師が、再度きさいやネットの利用を希望する際には、新たに利用者登録申請書／端末接続申請書(様式A3)及び利用医誓約書(様式A4)を地域連携係へ届け出る。

(きさいやネットの対象とする内容及び期間)

第7条 きさいやネットの対象とするカルテの内容及びその期間等は以下のとおりと

する。

1 対象患者

(1) 当該利用医から当院への紹介患者又は当院から当該利用医への逆紹介患者であって、いずれも本人又は親族等（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族並びに後見人に限る。以下同じ。）からきさいやネットの利用に係る同意が得られている患者

(2) 紹介及び逆紹介なく当該利用医を受診した患者で当院にも受診歴のある患者であり、本人又は親族等からきさいやネットの利用に係る同意が得られている患者

2 非対象患者

遺伝学的検査（先天性対象検査のみ）実施時に当院で取得している「遺伝学的検査の説明・同意書」できさいやネット公開についての同意が得られなかった患者

3 閲覧可能な内容

(1) 当院の電子カルテ（H I S）上にある、前項に規定する患者の患者基本情報、病名、処方歴、検歴、医師の記載、紹介状、他病院よりの当院宛の紹介状、インフォームドコンセント、看護記録、経過表、サマリ、各種レポート及び画像情報をその対象とする。

(2) 前項第2号に該当する患者の場合は、医師の記載、他病院よりの当院宛の紹介状及びサマリについては非公開とする。ただし、きさいやネットの公開目的で、当該利用医より診療情報提供依頼があった場合は公開とする。

(3) 公開されている所見などの情報はあくまでも参考にとどめるものとし、診断は各利用医の判断に委ねるものとする。

4 閲覧可能な期間

閲覧可能な期間は、原則として公開日から遡って2年間及び当該公開日以降1年間とする。ただし、特段の申し出がない限り、最終閲覧日から1年間、自動的に延長されるものとする。

（きさいやネットに関する患者の同意及びその撤回）

第8条 患者の当院担当医又は利用医は、きさいやネットについて患者同意説明書（様式A6）を用いて患者に説明を行い、患者同意書（様式A7）によりきさいやネッ

トの利用に係る同意を得なければならない。

- 2 前条項にいう閲覧可能期間であっても、当該患者又はその親族等から、きさいやネットへの同意撤回届（様式A 8）をもって、閲覧停止の申し出があった場合は、直ちに閲覧停止となる。

（きさいやネットの利用開始設定）

第9条 特定の患者の当院担当医又は利用医が当該患者につき、きさいやネットの利用を開始しようとする場合は、次の各号のとおり手続を行うものとする。

（1） 利用の場合は、患者又はその親族等に対し、きさいやネットについて十分な説明を行い、患者同意書（様式A 7）に署名してもらう。

（2） 利用医は、患者又はその親族等に対し、当該患者が当院に受診を予定している場合は当院受診日に診療情報提供書とともに、患者が署名した患者同意書（様式A 7）の原本を総合受付に提出するよう求める（提出された原本は、地域連携係で内容確認、保管する。）。当院での治療が一旦終了した場合など、当該患者が当院に当面受診の予定がない場合は、利用医が署名した患者同意書の原本を、地域連携係に提出する。

（3） 紹介又は逆紹介なしで利用医を受診した患者で、当院にも受診歴のある患者の場合は署名した患者同意書を地域連携係宛てにFAXして仮手続きを行い、その後速やかにその原本を提出する。

- 2 当院の担当医がきさいやネットの利用開始を設定しようとする場合は、当該患者の、かかりつけ医が本規程第5条にある手続きを済ませたきさいやネットの利用医であることを確認のうえ、患者の意向を確認し、同意の意思がある場合は地域連携係に連絡する。

（1） 当院の担当医より連絡を受けた地域連携係職員は、速やかに当該患者にきさいやネットについての十分な説明を行い、患者同意書に署名してもらう。

- 3 患者が署名した患者同意書を受領した地域連携係は、速やかに当該患者についての本サービスの設定を行う。

（登録患者情報の削除）

第10条 きさいやネットでの登録患者情報は、最終閲覧日より1年が経過すると自動的に削除されるものとする。

2 次の各号に定める手続きがされた場合は、登録患者情報は削除される。

- (1) 患者より同意撤回届（様式A 8）が提出された場合。
- (2) 利用医より登録患者削除申請書（様式A 5及び様式A 5－1）が提出された場合。

（情報セキュリティの確保及び管理）

第11条 きさいやネットは、次の各号に掲げる方法によりセキュリティが確保及び管理される。

- (1) 認証：証明書による認証の実施
- (2) トンネリング：IPSecVPNによるトンネリング
- (3) 暗号化：SSLによる通信の暗号化
- (4) アクセス制御：ファイアウォールで不要な通信を遮断
- (5) DMZ：ファイアウォールによる隔離区域
- (6) セグメント分割：診療情報を非公開セグメントに設置
- (7) 利用パソコンまたは端末等の登録
- (8) 全利用者のweb型電子カルテへのアクセス履歴の記録と管理者による使用状況の監視

（個人情報保護関連ガイドライン等の遵守）

第12条 きさいやネットは、次の各号に掲げるガイドライン等を遵守して利用されるものとする。

- (1) 厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」（令和6年3月一部改正）
- (2) 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」（令和5年5月一部改正）

2 実際の利用にあたっては、利用医は以下の点についての管理責任を負うものとする。

- (1) インターネットに接続するパソコン等は、利用申請時に登録したものに限定する。
- (2) 使用パソコン等には起動パスワードを設定する。
- (3) 使用パソコン等にはウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルス定

義ファイルが常に最新ファイルに更新されていること。OSソフトのアップデートなど、常にセキュリティ対策環境が最新の状態になっていること。

(4) 使用パソコン等を廃棄する場合は、地域連携係へ届け出し、しかるべき手順を踏み廃棄をすること。使用パソコンに関しては、画面上から、きさいやネット接続に係るアイコンを削除し、ハードディスクや記憶媒体を物理的に破壊する、又は専門業者のデータ消去サービスを利用する等の対応をとること。

(5) Winny等のファイル交換ソフトがインストールされているパソコン等の端末及びネットワーク環境下では、絶対に使用しない。

(6) 利用医は、画面に表示された診療情報の印刷やパソコン等への保存を行わない。

(7) 関係者以外による閲覧の防止、パスワードの適切な管理など、パソコン等の使用環境には十分な配慮をする。

(8) 利用医はきさいやネットの利用にあたり、個人情報の漏えい等により個人の権利及び利益が侵害されないよう、善良な管理者の注意をもって、本規程を遵守しなければならない。

(責任分界点)

第13条 利用医の故意又は過失によって、個人情報に係る当該患者個人の権利及び利益が侵害されたことが明白な場合には、当該利用医はそれによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(管理運用体制)

第14条 きさいやネットは、情報管理係が管理し、地域連携係がその運用を行う。院外からのサービスに関する窓口は地域連携係とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年3月1日より施行する。

附 則 (平成30年9月11日一部改正)

この規程は、平成30年9月11日より施行する。

附 則 (令和2年10月1日一部改正)

この規程は、令和2年10月1日より施行する。

附 則（令和3年1月一部改正）

この規程は、令和3年1月より施行する。

附 則（令和4年6月15日一部改正）

この規程は、令和4年6月15日より施行する。

附 則（令和4年10月一部改正）

この規程は、令和4年10月21日より施行する。

附 則（令和6年12月一部改正）

この規程は、令和6年12月20日より施行する。

附 則（令和7年3月一部改正）

この規程は、令和7年3月31日より施行する。

附 則（令和7年5月一部改正）

この規程は、令和7年5月1日より施行する。